

第 4 1 号議案

足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区育英資金貸付条例の一部を改正する条例

足立区育英資金貸付条例（昭和 3 1 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校」を「高等学校等」に、「成績優秀心身健全なる足立区民にして」を「、学業成績が優秀であつて」に、「有用な」を「社会に貢献する」に改める。

第 1 条の 2 各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」を「高等学校等とは、次の各号に定めるものをいう」に改め、同条第 2 号中「規定する高等学校」を「規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「具えて」を「備えて」に改め、同条第 1 号中「1 年以上居住する者の子弟」を「6 箇月以上住所を有する者」に改め、同条中第 3 号を削り、第 2 号を第 4 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

（ 2 ） 高等学校等に入学し、又は在学すること。

（ 3 ） 経済的理由により修学が困難であること。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「修学期間中に要する」を削り、「次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額」を「別表に掲げる金額の範囲内」に改め、同項各号及び同条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「貸付申請書を区長に提出」を「規則で定めるところにより、区長に申請」に改め、同条第 2 項中「申請書の提出」を「申請」

に改める。

第5条の見出しを「(連帯保証人)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第2項中「保証人」を「連帯保証人」に、「3年前」を「6箇月前」に改める。

第6条第1号中「各号」を「第2号から第4号まで」に改める。

第7条第1項中「また同じ」を「同様とする」に改める。

第9条中「又は償還金」を「、又は償還金」に、「又は一部」を「若しくは一部」に改める。

第10条を次のように改める。

(貸付審議会)

第10条 学資金の貸付に関して必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区育英資金貸付審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次の事項について、区長の諮問に応じて審議する。

(1) 学資金貸付申請者の選考審査に関すること。

(2) 学資金の償還方法に関すること。

(3) その他区長の諮問に関する事項

3 審議会は、学識経験者等及び足立区職員のうちから、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付則の次に次の別表を加える。

別表(第3条関係)

区分	国立・公立学校		私立学校	
	入学資金	修学資金 (月額)	入学資金	修学資金 (月額)
高等学校				

高等専門学校 専修学校（高等課程）	70,000 円	13,000 円	150,000 円	30,000 円
大学 専修学校（専門課程）	200,000 円	35,000 円	300,000 円	45,000 円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされた申請に基づく学資金の貸付については、なお従前の例による。

（提案理由）

貸付の要件等を変更するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。